

二戸地区合同庁舎清掃業務基準仕様書

委託業務は、この基準仕様書及び清掃作業基準表に定めるところにより実施するものとする。

1 経費の負担

委託業務の経費には、委託業務の遂行に使用する機械、器具及び材料に要する一切の経費を含むものとする。

2 施設及び設備の使用

- (1) 委託業務の遂行に当たり、庁舎管理者の承認を得て、県の施設及び設備を使用することができる。
- (2) 委託業務の遂行に必要な用水、給湯及び電力は無償で提供するものとする。ただしその使用に当たっては、効率的な使用に留意しなければならない。

3 従事者

- (1) 従事者は作業中一定の被服を着用し、上着には会社名及び氏名を記載した名札をつけること。
- (2) 従事者は満 18 歳以上の者とする。
- (3) 従事者は、事業者又は厚生労働大臣の登録を受けた者が実施主体となって行う研修を終了した者とし、清掃について十分経験を有し、本書に定める作業内容を十分に行い得る者を配置すること。
- (4) 従事者は全て身元確実の者とし、作業を行う場合は、機敏に活動するものとする。

4 作業時間等

- (1) 作業は 7 時から 20 時までの間に行う（定期清掃等の場合も同様とする）こと。
- (2) 作業に当たっては、移動した物は定位置にもどし、建物、設備等に損傷を与えないようにすること。
- (3) 作業上危険を伴う場所については、安全施設又は安全帽等必要な措置をとること。
- (4) 従事者は作業を終了次第退庁すること。

5 清掃計画及び報告

- (1) 毎月の清掃計画は、前月の 25 日までに提出すること。ただし、4 月分については、契約後速やかに提出すること。
- (2) 毎日の作業内容は様式 1 により清掃作業日誌を提出し、毎月の業務が完了した時は、遅滞なく様式 2 により業務完了の報告をすること（3 月分については 31 日とする）。

6 責任者の選任

受託者は、庁舎管理者との連絡調整及び業務従事者の指揮監督を行わせるため、従事者の中から責任者を 1 人選任し報告すること。

7 清掃材料等

- (1) 洗剤、ワックス、機械、器具等の清掃材料は、清掃箇所の材質に適合した品質良好

なものをを用いること。

- (2) トイレットペーパー、トイレ便座シートペーパー等の消耗品は、極力エコマーク又はグリーン購入法適合商品を使用することとし、庁舎管理者の承認を得ること。

8 作業実施に当たっての一般的注意事項

衛生及び火気取り締まりに留意するとともに、委託者の業務に支障のないよう次の事項に十分注意すること。

- (1) 窓の開閉等により塵芥を飛散させないこと。
- (2) 作業に使用する機械、器具等の取り扱いにより、衝撃、湿気等で備品その他を損傷させないこと。
- (3) 作業用材料として、ガソリン及びベンジン等の引火性のあるものは、絶対に使用しないこと。
- (4) 電力使用時は、OAタップ等のOA機器の電力供給に使用しているコンセントは使用しないこと。コンセントの配置等によりOAタップ等のOA機器の電力供給に使用しているコンセントを使用しなければ業務が困難である場合には、職員の許可を得て使用すること。

9 作業の一般的仕様

- (1) 作業のため机、椅子、その他物品等を移動又は使用する場合は、ていねいに取り扱い、建物、設備等に損傷を与えないように行うこと。
- (2) 水拭きは、常に清潔な水を用い、拭き跡のでないように行うこと。
- (3) 拭き掃除及び塵払は、塵芥飛散しないよう吸塵掃除機、モップ又は毛ブラシを使用すること。
- (4) ガラス器具、鏡、陶器類及び金属の部分の清掃仕上げは、良質で清掃素材に適した乾布を使用すること。
- (5) 床等を洗浄した場合は、洗剤、水分を完全に拭き取り、乾燥した後にワックス塗布してつや出し磨きを行うこと。
- (6) 床面、壁面及び階段等に、インク、果汁、油等の汚れがあるときは、それぞれの性質に応じた洗剤を用いて拭き取り、汚痕のでないように行うこと。
- (7) 集積したゴミは、庁舎所定の場所に運搬し、可燃ごみ、不燃ごみの分別を行うほか「空きビン」「空き缶」「ペットボトル」は資源ごみとして、分別を行うこと。
- (8) 紙屑等の中から、処分することが疑問と思われる書類及び資料等を発見したときは、報告し指示を受けること。
- (9) 扉の取手、廃棄物容器等の消毒に当たっては、それぞれの目的に合った消毒用石鹼、クレゾール石鹼液等を使用すること。
- (10) 金属類の磨きには、磨剤を使用すること。

10 各部分毎の清掃仕様

(1) 床

(日常清掃)

- ア 掃除は、塵芥飛散防止のため、フロアブラシを使用し入念に磨くこと。
- イ 絨毯類の掃除は、絨毯箒又は、真空掃除機を用い、軽易に移動できる椅子、衝立等は、移動させたうえで行うこと。
- ウ アスタイル、プラスタイル、リノリウム床等化学建材使用の箇所は、自在箒又は真空掃除機を使用し、その他は堅く絞った水拭きモップで塵芥を取り除き、ワッ

クス塗布のうえポリッシャーをもって磨き出しすること。

また、器具を使用できない箇所は、乾いたモップで磨きだしすること。

エ テラゾー、人造研出、クリーンカータイル等は、拭き掃除した後、ポリッシャー又はモップで水洗いし、乾いたモップ又は電気ポリッシャーでつや出しすること。

オ フローリング、フローリングブロック、モザイクパーケットブロック等木床面は乾いた雑巾で拭いた後、油性ワックスを塗布して、電気ポリッシャー又は万能モップでつや出しすること。

カ モザイクタイル、コンクリート床は、デッキブラシにより水洗いし、残水の滞らぬよう掃除すること。

(定期掃除)

キ アスタイル、プラスタイル、リノリウム床等化学建材使用の箇所は、最初に荒掃除し、次に真空掃除機を用いて掃除のうえ、床に付着している汚損物は指定剤で除去し、洗剤をもって全面にポリッシャーをかけ、汚水を拭き取った後十分乾燥しワックス塗布のうえ、さらに電気ポリッシャーをかけて磨き出しすること。

また、巾木タイルは、乾布でつや出しすること。

ク テラゾー、人造研出、クリーンカータイル張面は、拭き掃除のうえ、付着物を取り除き全面に電気ポリッシャーを用い、洗剤で洗ったうえモップでよく拭き取り、ワックスを塗布した後、電気ポリッシャーでつや出しすること。

また、電気ポリッシャー使用不能の部分は、ブラシ又は乾布類でつや出しすること。

(2) 壁面、天井

ア 手の届く範囲で塵芥を除き(原則として真空掃除機を使用のこと。)必要部分は雑巾で水拭きすること。

イ 日常手の届かない部分は、脚立等を用いて羽根箒又は電気掃除機で塵芥を除き清潔な水を用いて堅く絞った雑巾で水拭きすること。

(3) 外部サッシ

窓から乾いたモップ、羽根箒又はブラシ等を用いて塵芥を除くこと。

(4) 窓ガラス、窓枠等

ア 窓ガラスは、水拭き又は乾布で磨きあげること。

イ 窓ガラスを石鹼水又は薬液を用いて清掃した場合は、乾布で磨きあげること。

ウ 窓以外の扉、間仕切り、欄間等のガラスについてもガラスの例に準じて行うこと。

また、窓枠等についても同様に行うこと。

(5) 机、椅子、キャビネット、更衣ロッカー等

乾布又は水拭きにより行うこと。

(6) 湯沸室、洗面所等

ア 流しは、洗剤とタワシを用いて水あかを落とし水拭きすること。また、棚等についても同様に行うこと。

イ 湯沸、流し台のコンクリート、モルタル塗りの腰は、水拭きすること。

(7) 手すり、扉、ノブ

ア 乾布又は水拭きにより行うこと。

イ ノブ、手すりについては、消毒用石鹼等で消毒すること。

(8) 金具

窓、扉、階段及び手洗所金具のうち、地金のものは磨き粉で、メッキのものは研磨剤で磨き出し、さらに乾布で拭き光沢を放つように磨きあげること。

(9) 打放しコンクリート類

サンドペーパー又はワイヤーブラシを用い、汚損部分を水洗いすること。

なお、作業時は、足場をかけ下部の危険防止に留意すること。

(10) 蛍光管・照明器具

管球、反射板、カバー等を水拭き又は乾布で磨きあげること。

なお、清掃する際は、必要に応じて周辺を養生してから行うこと。

(11) 建物周り、地階駐車場

巡回して粗ごみを拾うこと。また必要に応じて掃き掃除、溜水土砂の除去作業を行うこと。

(12) 除雪

夜間に積雪した場合は、8時30分までに、南側玄関前、通路、駐輪場、来客者用駐車場及び庁舎前歩道の除雪を行い、一定の場所に集積すること。

なお、職員の出勤後に積雪した場合は随時行うこと。

また、大雪等による積雪の場合についても、随時行うこと。

おって、通路、歩道部の点字ブロック上、来客者駐車場の白線上及び公示板前への集積や極力生垣等植栽区画に堆積させないこと。集積した雪が、通行の妨げとなる場合は、他の場所（指定集積場所等）に運搬して除去すること。（別途指示）

(13) その他

ア 玄関は水洗いすること。

イ 靴拭きマット類は洗剤や水を用いて洗浄すること。

ウ 巾木及び踏み込みの汚れが著しいときは、その都度洗剤を用いて清掃すること。

エ 便器は床面清掃の都度、拭き掃除を行うこと。

オ 汚物入れ及び紙屑入れは洗剤を用いて洗浄し、消毒すること。

カ トイレットペーパー、便座シートペーパー及び水石鹼は常に補充しておくこと。

キ 宿直室、静養室及び授乳室の寝具類は、必要に応じて日光消毒を行うこと。

ク 清掃用器具及びこれらの保管庫については、定期的に点検し、必要に応じて整備、取替え等を行うこと。

11 作業要領の徹底

受託者は委託業務の遂行に当たり、従事者に対して本書の内容を周知するとともに、作業要領等委託業務に必要な事項の教示及び訓練を行うこと。

12 その他

清掃業務を実施するため必要と認める清掃員室及び清掃用具置場は、県が供与するものであること。

13 建物面積等

(1) 建物延床面積 10,769.89 m²

(2) 清掃対象面積 9,991.30 m²（清掃対象外面積 778.59 m²）

※詳細は清掃対象面積表（内訳）のとおり

(3) 除雪対象面積 4,967.65 m²

(4) ガラス面積 1,142.00 m²